

してい とくていそうだんしえん およ してい とくていしょうがいじそうだんしえん
指定特定相談支援及び指定特定障害児相談支援
じゅう よう じ こう せつ めい しょ
重 要 事 項 説 明 書

とうじぎょうしょ、りようしや、たい しょうがいしゃそうごう しえんほう もと してい とくていそうだん しえん、さーびす およ、じどう
福祉法に基づく指定特定障害児相談支援サービス（以下「指定特定相談支援サービス」という。）を
ていきょう
提供します。

この説明書は、せつめいしょ、とうじぎょうしょ、してい とくていそうだん しえん、じぎょう およ、してい とくていしょうがいじそうだん しえん、じぎょう、い か「してい
特定相談支援事業等」という。）に、かん、りよう、けいやく、ていけつ、きぼう、かた、たい、しゃかいふくしほう
第76じよう、もと、じぎょうしょ、がいよう、ていきょう、さーびす、ないよう、けいやくじよう、ちゅうい
に基づき、事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上、ご注意いただきたいことを
せつめい
説明するものです。

しょうがいしゃじりつしえんほう、してい とくていそうだん しえん、およ
障害者自立支援法指定特定相談支援及び

じどう ふくしほう、してい とくていしょうがいじそうだん しえん、じぎょう、しよ
児童福祉法指定特定障害児相談支援事業所

しゃかいふく しほうじん、ほうもん、いえ
社会福祉法人 訪問の家

ち、いき、かつどう、ほ、ー、む、みち
地域活動ホーム徑

1 事業所の概要

事業所名	地域活動ホーム 径
所在地	〒247-0034 神奈川県横浜市栄区 桂 台中4-5
電話番号	045-897-1101
FAX番号	045-897-1119
事業所番号	1433500053（特定相談支援） 1473500013（障害児相談支援）
サービスを提供できる地域	神奈川県横浜市栄区

※上記地域以外にお住まいの方でも御希望の方は相談ください。

2 運営方針

- ① 指定特定相談支援事業等の提供に当たっては、利用者等が自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉・就労支援・教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- ② 指定特定相談支援事業等の運営に当たっては、市区町村・障害福祉サービス事業者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善・開発に努めます。
- ③ 指定特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、計画作成対象障害者等に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。

3 サービスの提供日及び提供時間

提供日	月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除きます。）
提供時間	午前9時から午後5時

※ただし、緊急を要する場合はご相談ください。

4 職員体制

職 名	資 格	常 勤	非常勤	業 務 内 容
管 理 者	—	1 名 (兼務)	—	○従 業 者 及 び 業 務 の 管 理
相談支援専門員	相談支援専門員	2 名 (専従1名) (兼務1名)	1 名 (専従)	○サービス利用計画の作成 ○障害福祉サービス事業者との 連絡調整等
事務職員	—	1 名 (兼務)	—	○事務全般

① 従業員への研修の実施

- ア 採用後1月以内に採用時研修を実施しています。
- イ 年1回以上継続研修を実施しています。

5 サービスの内容

(1) 地域の利用者等からの日常全般に関する相談

利用者等の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行います。

(2) アセスメントの実施

- ① サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者等の心身の状況・置かれている環境及び日常生活全般の状況等を把握し、利用者の希望する生活や利用者等が自立した日常生活を営むことが出来るよう支援する上で必要な事の把握を行います。
- ② アセスメントの実施に当たっては、利用者の居宅等を訪問し利用者及びその家族に面接を行うものとし、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るよう努めます。

(3) 個別支援会議の開催

行政関係者・教育関係者・福祉関係者等、利用者とかかわりを持つ支援者と個別支援会議を開催し、利用者に最適なサービスが提供されるよう総合的な援助の方針を検討します。

(4) サービス等利用計画案の作成

アセスメント及び個別支援会議の結果に基づき、当該地域における指定障害福祉サービス、指定施設支援及び地域相談支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）が提供される体制を勘案して、最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討

し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類・内容・量並びに福祉サービス等を提供する上での留意事項、モニタリング機関に係わる提案等を記載したサービス利用計画案を作成します。利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ます。

(5) サービス担当者会議の開催

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集して行う会議を開催し、サービス担当者に対する照会等により、サービス等利用計画案の内容について、担当者間で実際の利用に向けた検討を行います。

(6) サービス等利用計画の作成

サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等についてサービス等利用計画を作成し、利用者及びその家族に対して説明し文書により利用者及びその家族の同意を得ます。

(7) 継続的なモニタリングの実施

- ① モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行うもの等との連絡を継続的に行い、利用者等の居宅等を訪問し状況を伺いその結果を記録し、利用者及びその家族に対して説明をし、文書により利用者等の同意を得ます。
- ② モニタリングの結果、必要に応じてサービス利用計画を変更し、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

6 サービスの利用料金

サービスを利用するための、利用者の負担はありません。サービス等利用計画案の作成やモニタリングの実施等に当たる給付費は、事業者が利用者にかわって代理受領します。

(1) 交通費

栄区にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方は、従業者が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことになります。自動車を使用した場合は、栄区とそれ以外の地域との境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離によって実費をご負担いただきます。

交通費の実費＝境界から訪問先を経由して境界に入るまでの距離（km：端数切り捨て）×35円

7 利用料の請求及び支払方法

利用料が発生する場合は、サービスを利用した月の翌月15日までに前月分の請求を致しますので、請求月の末日までに銀行振り込みによりお支払いください。

8 サービスの終了について

- (1) 利用者等は、指定計画相談支援の利用契約を終了する場合は30日以上予告期間をおいて文書で事業者等に通知することによりこの契約を解除することができます。また事業者等が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者等はただちに契約を解除することができます。
- ① 事業者等が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合。
 - ② 事業者等が秘密の保持(守秘義務)に違反した場合。
 - ③ 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合。
 - ④ 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において事業者等が適切な対応をとらない場合。
- (2) 事業者等は、やむを得ない事情がある場合には利用者等に対し30日間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。ただし利用者等が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。
- ① 利用者等が事業所等に支払うべきサービスの利用料金を2か月以上滞納し、期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合。
 - ② 利用者等が故意または重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合。
 - ③ 利用者等がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合。
 - ④ 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることが出来ない場合。
 - ⑤ 利用者が死亡した場合。

9 利用者の記録や情報の管理・開示

当事業所では、関係法令及び社会福祉法人訪問の家の個人情報保護規定に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。また利用者に対するサービスの提供に関する諸記録は、指定相談支援サービス等を提供した日から5年間保存します。

- (1) 記録項目
- ① サービス利用計画
 - ② アセスメントの記録
 - ③ 個別支援会議・サービス担当者会議等の記録
 - ④ モニタリング結果の記録
 - ⑤ 契約内容報告書
 - ⑥ 利用者からの苦情の内容等の記録
 - ⑦ 事故の状況及び事故に際しての対応の記録

(2) 閲覧・複写の受付

受付時間	午前9時から午後5時
------	------------

10 サービス内容に関する苦情

利用者およびその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、下記に記載されている苦情相談担当窓口で苦情を申し立てることができます。または、下記に記載された横浜市福祉調整委員会等に苦情を申し立てることができます。

当事業所ご利用相談窓口	- 窓口担当者 酒井 理恵 - ご利用時間 午前9時～午後5時 - 電話番号： 045-897-1101・FAX 045-897-1119 - 解決責任者 庄司 晃洋
訪問の家第三者委員	- 大森真由美（防災を考える会・さかえ代表） - 麦倉泰子（関東学院大学 社会学部現代社会学科教授） - 榎正晴（社会福祉法人ル・プリ 法人本部事務局次長） - 第三者委員に苦情を申し立てる際は、専用の封書を径で受け取り、内容ご記入の上、受付にある「ご意見箱」にご投函下さい。
横浜市福祉調整委員会	- 所在地： 横浜市中区本町6丁目50番地の10 (健康福祉局相談調整課) - 電話番号： 045-671-4045 ・FAX： 045-681-5457
栄区福祉保健センター こども家庭支援課(こども家庭支援担当)	- 所在地： 栄区桂町303-19 - 電話番号： 045-894-8959 ・FAX： 045-894-8406
栄区福祉保健センター 高齢・障害支援課(障害者支援担当)	- 所在地： 栄区桂町303-19 - 電話番号： 045-894-8068 ・FAX： 045-893-3083
横浜市健康福祉局 障害施策推進課 相談支援推進係	- 所在地： 横浜市中区本町6丁目50番地の10 - 電話番号： 045-671-4133 ・FAX： 045-671-3566

(2) 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果改善の必要性の有無およびその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

(3) 事業者は、利用者およびその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対して一切の差別待遇をしません。

11 緊急時の対応方法

利用者の病状急変などの緊急事態が生じたときは、速やかに主治医および家族に連絡する等の措置を行います。また主治医および家族への連絡等が困難な場合は、関係医療機関への緊急搬送など必要な措置を行います。

1 2 サービス提供中の事故発生時の対応方法

サービスの提供中に事故が発生した場合は、ご利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにご利用者がお住まいの市町村、ご家族、障害福祉サービス事業者等に連絡を行います。また事故の状況及び事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。なお、当事業所のサービスにより、ご利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	日新火災海上保険株式会社
保険名	賠償責任保険
補償の概要	身体または財物に対する賠償

1 3 秘密の保持について

- ① 当事業所の従業員は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ② 当事業所で従業員であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業所では、ご利用者の医療上緊急の必要がある場合またはサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で必要な範囲内でご利用者またはご家族の個人情報を用います。

サービス提供開始に係わる同意書

令和 年 月 日

指定特定相談支援等サービスの提供に際し、利用者に対して本書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 神奈川県横浜市栄区桂台中4-5
名称 社会福祉法人 訪問の家 地域活動ホーム徑

説明者 職 名

氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定相談支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

契約者及び利用者

住 所:

氏 名: 印

利用者は、身体の状態等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

家族または後見人等の代理人

住 所:

氏 名: 印